



= 官報の使い方 =

官報って・・・？

官報とは、国が発行する唯一の法令公布の機関紙です。憲法、法律、条約、政令、省令などは、官報に掲載されて初めて「公布」されたことになり、法的な効力が発生することになります。

一番大きな役割は法令を公布することですが、国の政策を周知したり、国民の権利義務に関連する各種の公告なども掲載されます。

行政機関の休日を除き、毎日発行されています(独立行政法人国立印刷局発行)。

図書館では、過去10年分の官報(原紙)を本館及び丘の上書庫で所蔵しています。

また、本館のパソコンコーナーでオンラインデータベース「官報情報検索サービス」の利用や、インターネット官報が閲覧できます。

官報に掲載される内容

●法令の公布

憲法改正、詔書(国会の召集、衆議院の解散、総選挙など)、法律、政令、条約、最高裁判所規則、府令や省令、規則、告示

●広報的事項

国会事項(議事日程、議案関係など)、人事異動(一定の役職以上の公務員)、叙位叙勲、皇室事項(行幸啓、御祝電、宮中諸儀など)、官庁報告(各省庁の報告事項など)、資料(閣議決定など)

●公告紙的事項

各官公庁、裁判所、会社などが法令の規定に基づいて行う公告

WTO(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)に基づく政府関係機関の入札公告等、地方公共団体の公告(地方債償還、行旅死亡人公告など)、裁判所公告(破産関係、失踪宣告、禁治産宣告など)、会社公告(商法などに基づく組織変更公告、解散公告など)

■その他

国民の休日(前年2月最初の官報で発表)

地価公示、政治団体の収支報告書、特殊法人の決算財務諸表

皇室情報 行幸のスケジュール、宿泊先など。歌会始で選ばれた歌や人も掲載

国家試験(司法試験・情報処理・会計士など)合格者の名前が発表されるものもあり。

公聴会の予定

官報の種類

- 官報本誌 行政機関の休日以外毎日発行
- 官報号外 本誌で掲載しきれない分量を掲載、随時発行
- 官報号外特 突発的な事態に発行
- 政府調達公告版 調達情報を掲載、随時発行
- 目録 毎月1回発行

官報の使い方

1. **目次** 官報には記載される記事の順番が決まっています。最初に必ず目次がついています。
2. **目録** 詔書から告示まで、法令別・省庁別に、題・掲載日・号数・頁数をまとめています。(緑色の紙のもの) 翌月 8 日前後に発行。

Webで調べる

- **インターネット官報** <http://kanpou.npb.go.jp/>
独立行政法人国立印刷局のサイト。直近 30 日間の官報を見ることができる。
- **政府刊行物／官報／官報公告** <http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>
独立行政法人国立印刷局のサイト。1996 年 6 月 3 日以降の**目次**が検索できます。
- **政府公共調達データベース** https://www.jetro.go.jp/gov_procurement/
JETRO(日本貿易振興機構)のサイト。政府調達についての解説と、政府調達公告版の検索ができます。
(公示の種類、官報掲載日、調達機関、調達機関所在地、品目による検索が可能)
- **官報保管図書館一覧(近畿編)** http://kanpo.kanpo.net/kanpo_library.php
株式会社かんぼうのサイト。官報を永年保存している図書館のリストが閲覧できます。

★ 池田市の公報

自治体版官報ともいえるのが公報です。池田市立図書館で「池田市公報」を閲覧できます。
池田市のホームページ > 市政情報 > 情報公開 のページから閲覧できます。

- 池田市公報 (Web) https://www.city.ikeda.osaka.jp/shisei_info/joho/1601337918432.html

